

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(公共工事)

様式6-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募数			
R5那珂川緊急治水対策プロジェクト事業監理等検討業務 常陸河川国道事務所 R6.4.1～R7.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局常陸河川国道事務所長 佐近 裕之 茨城県水戸市千波町1962-2	令和6年4月1日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、常陸河川国道事務所にて実施している那珂川緊急治水対策プロジェクトの大場治水地事業における測量・地質・調査・設計業務委託等に対する指導・調整等、地元及び関係行政機関等に関する協議や事業管理並びに那珂川緊急治水対策プロジェクトにおける用地取得監理や事業計画検討を行い、当該事業の円滑な推進を図ることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とする事から、技術力、経験などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R5那珂川緊急治水対策プロジェクト事業監理等検討業務長大・関東建設マネジメント・河川財団設計共同体は、技術提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	189,244,000	189,233,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、用地取得監理や事業面検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みもとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
令和6年度九州管内道路管理効率化システム検討業務 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 R6.4.1～R6.12.10 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森戸 義貴 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和6年4月1日	協同提案体(設計共同体) 公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。 参加可能業者が20者以上あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を19者が入手(ダウンロード)し、1者から参加表明書及び技術提案書が提出された。 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び評価テーマに係る技術力を備えていると判断される。 特に、「実施方針・実施フロー、工程表、その他」の「業務理解度」における目的、条件、内容が的確に記載されていること、及び特定テーマのGIS(地理情報システム)を活用した道路管理における情報共有を効率化する際の留意点について」に対する技術提案について、与条件との整合性が高く、提案内容に説得力があり、優れた提案が行われていたものである。	18,183,000	18,183,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、道路管理の迅速化・効率化といった政策目的の達成のために必要な支出であり、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	有
R6多摩川河川環境管理検討業務 多摩川水系直轄管理区間 R6.4.4～R6.12.27 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局京浜河川事務所長 嶋崎 明寛 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	令和6年4月3日	設計共同体 公益財団法人リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、多摩川における環境整備事業を効果的に実施するため、自然再生の対策手法に関する検討及び河川環境管理計画並びに、自然再生計画に関する検討を行うものである。 併せて多摩川河川整備計画変更における環境配慮事項等の検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術者の経験及び能力、実施方針、実施フロー、特定テーマなどを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式に準じた方式により選定を行った。 R6多摩川河川環境管理検討業務リバーフロント研究所・エコー設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、契約を行うものである。	39,292,000	39,204,000	99.8%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みもとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
淀川地域連携推進調査業務 大阪府枚方市新町2丁目2番10号他(淀川河川事務所及びその管内) R6.4.10～R7.3.24 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局淀川河川事務所長 谷川 知美 大阪府枚方市新町2丁目2番10号	令和6年4月9日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に2者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	99,715,000	99,715,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、地域連携事業を推進するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みもとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募数			
堤防植生等維持管理効率化対策効果検証業務 大阪府枚方市山田池北町11番1号 R6.4.10～R7.3.19 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 近畿技術事務所長 梶田 洋規 大阪府枚方市山田池北町11番1号	令和6年4月9日	公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、近畿地方整備局が管理する堤防の機能を効率的に維持するための方策として、植生転換技術、在来堤防の堤防植生管理技術、芝養生管理技術、河内内樹木の再繁茂抑制技術の効果検証を行い、それらととりまとめるものである。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行いその内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認の上、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内(～25者)から入札説明書等のダウンロードがなされ、そのうち1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	66,000,000	66,000,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、適正な河川維持監理・除草費用の効率的削減といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
令和6年度 中部技術事務所基礎技術研修検討業務 R6.4.11～R6.12.20 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 中部技術事務所長 野々村 武文 名古屋市中区大幸南1丁目1番地15号	令和6年4月10日	共同提案体(設計共同体) 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、若手職員を対象とし座学及び実習を通して河川・道路等事業における基礎的な技術を習得し、日常業務における技術力向上を図るための研修資料及び教材について企画・立案・修正作成を行うものである。 また、中部技術事務所管内に堤防点検に関する教材として活用されている研修用堤防で、地目の開きのような護岸の変状等を再現したモデルの作製をするものである。 上記業者は技術提案書の提出があった2者のうち、企業及び配置予定管理技術者の実績・信頼度・評価テーマに対する提案、ヒアリング結果について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、最も優れたことから特定したものである。	33,264,000	33,264,000	100.0%	公財	国認定	2		本業務は、河川・道路等事業の基礎的な技術習得といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	無
R6荒川下流学習支援検討業務 荒川下流河川事務所管内 R6.4.16～R7.3.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局荒川下流河川事務所長 菊田 友弥 東京都北区志茂5-41-1	令和6年4月15日	公益財団法人 日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、荒川知水資料館や荒川下流部のフィールドを用いた学習支援を行い、その結果を分析・効果検証から、荒川の治水や自然環境の現状等荒川に関する内容の学習支援プログラムの充実化を図り、生徒達の流域治水に関する意識の向上および河川環境保全意識の啓発につなげることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、「同様又は類似業務の実績」、「配置予定管理技術者の資格、経歴、優良業務、手続業務の状況」、「当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定も含む)」、「業務の実施方針及び手法」、「特定テーマ」などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 公益財団法人 日本生態系協会は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	36,905,000	36,905,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川環境保全意識の啓発につなげるといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R5荒川下流河川管理高度化検討業務 荒川下流河川事務所管内 R6.4.16～R6.12.27 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局荒川下流河川事務所長 菊田 友弥 東京都北区志茂5-41-1	令和6年4月15日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は河川管理において、デジタル技術等を活用したDX(デジタルトランスフォーメーション)により、河川管理の生産性向上や働き方改革の促進に向けて、河川管理の高度化に繋がる「X(変革・改革)」に向けた検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験が必要とすることから、「同様又は類似業務の実績」、「配置予定技術者の資格、経歴、優良業務、手続業務の状況」、「当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定も含む)」、「業務の実施方針及び手法」、「特定テーマ」などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)に準じたプロポーザル方式(総合評価)により選定を行った。 R5荒川下流河川管理高度化検討業務河川財団・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	28,204,000	28,204,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理の高度化に繋がる「X(変革・改革)」に向けた検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
R6京浜管内河川管理施設監理検討業務 京浜河川事務所管内 R6.4.16～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局京浜河川事務所長 嶋崎 明寛 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	令和6年4月15日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、京浜河川事務所が管理する河川の維持管理状況、堤防点検や河川巡視業務を踏まえ、適切かつ適正に河川維持管理業務を遂行するために、堤防等河川管理施設点検の分析・評価、樹木伐採方法の検討、三次元河川管内図の整備検討、河川現況台帳デジタル化に向けた検討及び河川管理レポートの作成を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術力、経験などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R6京浜管内河川管理施設監理検討業務河川財団・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	58,025,000	57,035,000	98.3%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募数			
円山川河川環境とりまとめ他業務 兵庫県豊岡市津居山地区～兵庫県豊岡市日高町赤崎地区 R6.4.17～R7.3.21 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長 荒谷 芳博 兵庫県豊岡市幸町10-3	令和6年4月16日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、令和5年度までのモニタリング調査結果に基づき、河川工事に伴う河川環境への影響分析・環境に配慮した整備事業の効果とりまとめ及び円山川水系自然再生計画に基づく整備事業(中郷遊水地湿地再生等)の具体化検討等を行い、事業進捗を図ることを目的とする業務である。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に35者から入札説明書のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	74,745,000	74,470,000	99.6%	公財	国認定	1		本業務は、環境に配慮した河川事業を推進するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R6鬼怒川・小貝川河川管理施設監理検討業務 下館河川事務所管内 R6.4.18～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局下館河川事務所所長 青木 孝夫 茨城県筑西市二本木1753	令和6年4月17日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、河川管理施設の点検結果等の状態把握結果を基に奏效等を評価し、河川管理施設の現状等が進行する可能性や河川管理に与える影響を踏まえ、河川が有すべき機能確保に必要な修繕等を効率的且つ効果的に実施するための検討を行うものである。 本業務を遂行するにあたっては、高度な技術や経験を必要とすることから、業務の実施方針及び特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 R6鬼怒川・小貝川河川管理施設監理検討業務 河川財団・建設技術研究所設計共同体は、技術提案書を踏まえ、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	39,171,000	39,116,000	99.9%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R6関東地方の流域における河川生態系の形成に関する行動計画検討業務 関東地方整備局管内 R6.4.19～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和6年4月18日	設計共同体 公益財団法人日本生態系協会他1者 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、関東地方における生態系ネットワークを形成するために、利根川・荒川を中心として行政、市民、市民団体、民間企業等の多様な主体の参加、連携による流域の良好な生態系環境の形成を、流域治水進展にに合わせて実施する方策について検討するものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、関東地方におけるノウハウ・トキを指標とした生態系ネットワーク基本計画プログラム取組手法の検討方法について技術提案を求めため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により公募を行ったところ、1者から参加表明書及び技術提案書が提出された。 技術提案書を審査した結果、R6関東地方の流域における河川生態系の形成に関する行動計画検討業務 日本生態系協会・リバーフロント研究所設計共同体は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、R6関東地方の流域における河川生態系の形成に関する行動計画検討業務 日本生態系協会・リバーフロント研究所設計共同体は、当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。	20,240,000	19,976,000	98.7%	公財	国認定	1		本業務は、生態系環境の形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
R6渡良瀬川河川管理施設監理検討業務 渡良瀬川河川事務所管内 R6.4.20～R6.12.27 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 北海道開発局 札幌開発建設部長 荒井 満 北海道札幌市田中町661-3	令和6年4月19日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するにあたっては、高度な技術や経験を必要とすることから、業務の実施方針及び特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(総合評価型)により選定を行った。 R6渡良瀬川河川管理施設監理検討業務河川財団・東京建設コンサルタント設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	44,924,000	44,924,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
石狩川流域における生態系ネットワーク形成の概略検討業務 北海道夕張郡長沼町ほか R6.4.20～R7.3.21 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北海道開発局 札幌開発建設部長 小林 幹男 北海道札幌市中央区北2条西19	令和6年4月19日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は企業や技術者に高度な知識と構想力、応用力が求められる概略検討業務であるため、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価する総合評価型プロポーザル方式により、技術提案を求めたテーマ「石狩川流域における生態系ネットワーク全体構想(案)を策定する上での留意点について」に対して総合的に高い評価を得た者を特定した。 (公募)	29,194,000	29,183,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、広域的な生態系ネットワーク形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募数			
R5江戸川・中川河川管理施設監理検討業務 江戸川河川事務所管内 R6.4.26～R7.3.14 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局江戸川河川事務所長 小池 聖彦 千葉県野田市宮崎134	令和6年4月25日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状態把握結果を基に変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の基礎資料について取りまとめを行うものである。 本業務を遂行するには、高度な技術や経験が必要とすることから、「河川の維持管理において河道内樹木伐採後の再繁茂抑制に関するモニタリング調査及び検討手法について」などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R5江戸川・中川河川管理施設監理検討業務河川財団・キタック・日本工営設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	52,162,000	52,151,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R6デジタル技術を活用した河川管理技術力向上に関する検討業務 千葉県松戸市五番西6-12-1 R6.4.27～R6.12.24 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 関東技術事務所長 小堀 基佳 千葉県松戸市五番西6-12-1	令和6年4月26日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術・経験が必要とすることから、技術力、経験、実施方針などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R5デジタル技術を活用した河川管理技術力向上に関する検討業務河川財団・日本工営設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	26,716,800	24,288,000	90.9%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における技術力向上といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R6利根川上流管内維持管理方策検討業務 利根川上流河川事務所管内 R6.5.9～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局利根川上流河川事務所長 飯野 光則 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	令和6年5月8日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川上流管内の堤防等河川管理施設点検に関するマネジメント及び結果の分析評価を行うと共に、河川維持管理業務や対策等に関する効率化を検討するものである。また、河川維持管理業務実施状況の取りまとめや、堤防植生管理状況に関する継続的なモニタリング調査を行い、その結果を整理することで河川維持管理の広報及び品質向上を目的とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、利根川上流管内における堤防植生の維持管理を効率的に行うための分析手法に関する技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により選定を行った。 上記業者は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため契約を行うものである。	52,129,000	52,129,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R6利根川水系既存資料活用方策検討業務 利根川上流河川事務所管内 R6.5.9～R6.12.27 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局利根川上流河川事務所長 飯野 光則 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	令和6年5月8日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川水系の事務所が保管する河川改修資料(古図や古い写真等)(以下、「既存資料」という)を収集整理し、必要に応じて資料のデジタル化を図るとともに、収集整理した既存資料のアーカイブ化を図り、業務への活用、広報等への活用、職員の技術力向上等に資するものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、アーカイブ化する既存資料の有効活用方策について技術提案を求め、プロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R6利根川水系既存資料活用方策検討業務河川財団・パシフィックコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため契約を行うものである。	26,796,000	26,730,000	99.8%	公財	国認定	1		本業務は、治水事業における検証と広報といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R6鬼怒川・小貝川事業計画検討業務 下館河川事務所 R6.5.10～R7.3.14 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局下館河川事務所長 青木 孝夫 茨城県筑西市二本木1753	令和6年5月9日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、鬼怒川及び小貝川の河川整備状況や課題を整理し、課題解消に向けた事業の整備手法等の検討を実施することを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験が必要とすることから、業務経験、知識、専門技術力などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R6鬼怒川・小貝川事業計画検討業務河川財団・パシフィックコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	25,036,000	25,036,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、事業の整備手法等の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和6年度 四万十川流域生態系ネットワーク検討業務 中村河川国道事務所 R6.5.14～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 中村河川国道事務所長 須田 泰造 高知県四万十市右山2033-14	令和6年5月13日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、四万十川流域における生態系ネットワークを基軸とした地域活性化について高度で専門的な知識と技術が要求されることから、公平性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うものとした。 公募により技術提案書の提出を求めたところ1者からの提出があり、これを総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致した優れた提案であると認められた左記業者を特定し、随意契約を行うものである。	16,049,000	16,049,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、四万十川流域の豊かな生態系形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和7年度で終了する事業である。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募数			
令和6年度 伊勢湾港湾機能継続計画実効性向上検討業務 愛知県名古屋市 R6.5.13～R7.3.10 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 西尾 保之 中部地方整備局 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-36	令和6年5月13日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、伊勢湾における大規模災害時の緊急物資輸送や物流機能の早期回復を目的とした広域連携の体制強化を図るため、現行の伊勢湾港湾機能継続計画手順書(案)を活用した訓練の実施及び課題等への対応を検討するものであり、検討結果については、伊勢湾港湾機能継続計画、伊勢湾の緊急確保航路等航路啓開計画及び伊勢湾港湾機能継続計画手順書(案)に反映及び改善するものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により応募要件を満たした企業且つ、資格要件を満たした技術者を要する者から技術提案書を求め、「配置予定技術者の経験能力」、「業務の実施方針・実施フロー・工程等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当者へのヒアリングにより評価を行った。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	21,581,799	21,571,000	99.9%	公社	国認定	1		本業務は、大規模災害時の広域連携体制強化といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直しを行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
令和6年度九州管内港湾における中長期ビジョン検討業務 福岡県福岡市 R6.5.13～R7.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 坂井 功 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和6年5月13日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務を実施するにあたっては、我が国の社会、経済情勢等を踏まえ、対象港が目指すべき目標を設定することが重要であり、専門的な技術が要求されることから、受注業者に対しては、1. 配置予定技術者の経験及び能力(技術者資格等、業務執行技術力)、2. 業務実施方針(業務理解度、実施手順等)、3. 特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性)についてプロポーザルの提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人日本港湾協会が最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	26,048,000	26,048,000	100.0%	公社	国認定	1		本業務は、港湾の機能・役割に対応するための方針・施策等をまとめ、九州管内港湾の将来像についての検討といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	有
R6久慈川・那珂川環境整備事業検討業務 那珂川水系 R6.5.15～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局常陸河川国道事務所長 佐近 裕之 茨城県水戸市千波町1962-2	令和6年5月14日	設計共同体 公益財団法人リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、将来の降雨量の増大など気候変動を踏まえた久慈川における治水計画の検討、氾濫危険水位等の検討及び重要水防箇所の検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とする事から、技術力、経験などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R6久慈川・那珂川環境整備事業検討業務リバーフロント研究所・日水コン設計共同体は、技術提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	53,592,000	53,537,000	99.9%	公財	国認定	1		本業務は、河川の環境整備の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	無
淀川流域生態系ネットワーク形成推進業務 大阪府枚方市新町2丁目2番10号他(淀川河川事務所及びその管内) R6.5.18～R7.3.17 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局淀川河川事務所長 谷川 知実 大阪府枚方市新町2丁目2番10号	令和6年5月17日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に34者から入札説明書等のダウンロードがなされ、2者から参加表明書の提出があり、2者が参加資格を有していた。 参加資格を有する参加表明書提出者の中から2者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、上記業者の提案が他者に比べて総合的に優れており適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	13,409,000	13,365,000	99.7%	公財	国認定	2		本業務は、淀川の生態系ネットワーク構築といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応札が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
R6利根川下流部自然再生検討業務 利根川下流河川事務所管内 R6.5.21～R7.3.15 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局利根川下流河川事務所長 小瀬 康正 千葉県香取市佐原4149	令和6年5月20日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川下流部自然再生計画(平成25年3月)(以下、自然再生計画)等に基づき、利根川下流部において多様な生物の生息・生育が可能な河川環境を保全・再生するために、自然再生整備の調査・検討等を行うものである。また、自然再生地を活用した地域連携企画等を行うものである。 R6利根川下流部自然再生検討業務エコー・河川財団・日水コン設計共同体は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、契約を締結を行うものである。	51,249,000	51,249,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川環境の保全・創出の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募数			
R6河川維持管理技術の高度化等検討業務 関東地方整備局管内 R6.5.21～R7.3.21 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 関東技術事務所長 小櫃 基住 千葉県松戸市五香西6-12-1	令和6年5月20日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力・経験、実施方針などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(協大型)により選定を行った。 R6河川維持管理技術の高度化等検討業務河川財団・パス・コ・ニュー・ジェック設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	35,695,000	35,695,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における技術力向上といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
河川協力団体等活性化方策検討業務 大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 近畿地方整備局 R6.5.25～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 大阪府大阪府中央区大手前3-1-41	令和6年5月24日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は近畿地方整備局管内の直轄管理河川に関する河川協力団体の活動を活性化させるための方策を検討し、もって地域の実情に応じた直轄管理河川の管理を充実させることを目的とする業務であり、業務の実施にあたり、高度かつ専門的な技術力が要求されたとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成することにより優れた成果を期待できる業務である。 そのため、本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式とするものである。 本業務の公示にあたり、参加可能業者が55者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に24者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書の評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	13,387,000	13,387,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、地域と連携した持続的な河川管理を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、契約準備期間の確保に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
地域のまちづくりと連携した川づくりの推進に関する調査検討業務 北海道札幌市ほか R6.5.31～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北海道開発局 開発監理部長 池下 一文 北海道札幌市北区北8条西2	令和6年5月30日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定した。 (公募)	32,945,000	32,890,000	99.8%	公財	国認定	1		本業務は、良好な河川空間とまち空間の形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和6年度 東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル船舶航行安全対策検討業務 東京都江東区 R6.6.3～R7.3.24 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 東京港湾事務所長 加藤 絵万 東京都江東区新木場1-6-25	令和6年6月3日	公益社団法人東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4-45-1 関内トーセイビル 202号室	1020005009686	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)の施工に伴い、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保に必要な対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し、検討するものである。 本業務の遂行にあたっては、海難防止に関する専門的な知見並びに東京港における船舶の航行管制及び航行実態に精通し、海上工事に伴う一般船舶の航行安全や海難防止等に関する総合かつ最新の知見を有していることが必要である。 よって、海難防止に関する専門的な知見及び航行安全に関する高度な技術力を有する者から広く知見を求め、業務内容に反映することにより、幅広く高度な検討を行うことが期待できる。そのため、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。 「近接するY2岸壁を利用する船舶の入出港を考慮し、Y3 岸壁の施工を確保するための安全対策の策定に必要な留意点及びその対応方針」 本業務実施に係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価選定した結果、Y1 及びY2 岸壁に入出港する船舶との競合回避のための対策等、唯一の技術提案を行った左記業者を選定した。 本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。 よって、会計法第29 条の3第4項により、左記業者と随意契約をするものである。	11,439,872	11,395,670	99.6%	公社	国認定	1		本業務は、工事期間中に周辺を航行する船舶への影響及び安全確保等といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直しを行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募数			
R6霞ヶ浦水環境対策検討業務 霞ヶ浦河川事務所管内 R6.6.5～R7.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所長 山本 陽子 茨城県潮来市潮来3510	令和6年6月4日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、北浦の水質改善に向けた施設整備に伴う周辺環境の変化や地域の課題事項を把握し、これらを踏まえた北浦水環境対策の検討を行うものとする。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。R6霞ヶ浦水環境対策検討業務河川財団・日水コン設計共同体は、技術提案書を踏まえた当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	36,355,000	36,355,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、北浦水環境対策の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和6年度公共測量に関する課題の調査検討業務 令和6年6月7日～令和7年3月7日 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長 大木 章 一 茨城県つくば市北郷1番	令和6年6月7日	公益社団法人日本測量協会 東京都文京区小石川1丁目5番1号	1010005004291	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号「公募」 ・本業務を遂行するためには、測量に関し、高度で専門的な知識・技術が要求されることから、公正性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式により公示を行い、技術提案書の提出を招請した。 提出された技術提案書について、本業務の技術提案書を選定するための基準に基づき評価を行ったところ、上記業者は資格、実績、実施方針並びに評価テーマの総合的評価において、本業務を遂行するのに相応しい業者であると判断したので公益社団法人日本測量協会と随意契約を締結した。	19,933,100	18,058,810	90.6%	公社	国認定	1		本業務は、公共測量の円滑な実施といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和6年度 自然営力を活用した河川環境管理に関する検討業務 四国地方整備局 R6.6.14～R7.7.14 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 佐々木 淑光 香川県高松市サンポート3-33	令和6年6月13日	リバーフロンティア研究所・日本生態系協会設計共同体 公益財団法人日本生態系協会他1者 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、高度で専門的な技術が要求されることから公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うこととする。 公募により技術提案書の提出を求めたところ、1者から提案があり、総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致し、優れた提案を行った左記業者を選定し、随意契約を行うものである。	40,029,000	39,930,000	99.8%	公財	国認定	1		本業務は、生態系ネットワーク形成の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
大阪港海上工事に伴う航行安全対策検討業務 大阪府大阪市此花区夢洲東1丁目地先 R6.6.13～R7.2.21 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長 伊藤 直樹 大阪府大阪市港区弁天1-2-1-1500	令和6年6月13日	公益社団法人神戸海難防止研究会 兵庫県神戸市中央区海岸通5	9140005020285	本業務は、大阪港海上工事に伴う船舶航行に対する安全対策について、学識経験者、海事関係者等からなる委員会を設置し、検討するものである。 本業務は、「内容が技術的に高度な」業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が33者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に21者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、公益社団法人神戸海難防止研究会の提案は、当局の要求する要件を満たしていることから、公益社団法人神戸海難防止研究会と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。	14,003,000	13,557,500	96.8%	公社	国認定	1		本業務は、国際コンテナ戦略港湾機能強化といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募数			
R6河川水辺の国勢調査(河川版)総括検計業務東北地方整備局R6.6.18～R7.3.28土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 山本 巧 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下一文 北海道札幌市北区北8条西2丁目 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 遠藤 仁彦 新潟県新潟市中央区美咲町11-1-1 支出負担行為担当官 中部地方整備局長 佐藤 寿延 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 支出負担行為担当官 中国地方整備局長 中崎 剛 広島県広島市中区上八丁堀6-30 支出負担行為担当官 四国地方整備局長 佐々木 源亮 香川県高松市サンポート3-33 支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森戸 義貴 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和6年6月17日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の履行にあたっては、河川水辺の国勢調査に精通しているとともに、生物調査結果の収集・精査・整理に関する専門的な知識や経験が必要不可欠であることから、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案書の提出を求めたものである。 技術提案は、公益財団法人リバーフロント研究所から提出され、提案内容を審査・評価したところ、技術者の経験、能力等に関する必須事項を満足しているほか、地形、環境、地域特性などの各条件との整合性が高く、また、特定テーマにおける実現性についても、提案内容に説得力があり、実現性が高いなど、本業務を遂行するに十分な技術力と能力が認められたため、河川部建設コンサルタント選定委員会において、特定されたものである。 以上から、左記業者と契約を締結するものである。	59,059,000	58,960,000	99.8%	公財	国認定	1		本業務は、河川の適切な整備と管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、企画競争における提案書の審査等において公平性・公正性の確保が十分に図られており、点検の結果問題は無い。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	有
R6渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワーク等検計業務利根川上流河川事務所管内R6.6.18～R7.3.21土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局利根川上流河川事務所長 飯野 光則 埼玉県久喜市栗橋北2-19-1	令和6年6月17日	公益財団法人 日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワークの推進に向けた取組の検計を行うものである。また、利根大堰周辺地区の環境について動植物の生息状況と治水を踏まえて検計するものである。 本業務を遂行するためには、高度な知識や経験を必要とすることから、渡良瀬遊水地エリアエコロジカル・ネットワーク推進の形成を図るための関係者間の有効な連携方法について技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易型プロポーザル方式により選定を行った。 (公財)日本生態系協会は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	16,841,000	16,830,000	99.9%	公財	国認定	1		本業務は、河川環境と治水といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
伏木富山港(伏木・富山地区)みなとカメラ検計業務富山県射水市、高岡市R6.6.17～R7.2.28土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 伏木富山港湾事務所長 樋口 豊志 富山県富山市牛島新町11-3	令和6年6月17日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 本業務は、伏木富山港の伏木地区及び富山地区のみなとカメラの新設を目的として、みなとカメラの配置、機器仕様、付帯設備等の検計を行うものである。みなとカメラは、港湾等における直轄工事の施工管理は元より、国有財産の管理や利用状況の確認、災害時におけるリアルタイムな状況把握等に幅広く活用するものであり、みなとカメラの配置検計については、事業計画及び港湾計画等を踏まえた視認対象施設、監視内容の設定など高度な技術を要すること、また、みなとカメラの設置目的に必要な性能・機能に合致した機器仕様、経済性、調達性及び耐久性等を総合的に勘案した機器仕様の検計といった専門的な知識を有することから簡易公募型プロポーザル方式により受注者を選定するものである。当該方式実施に伴い事前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等及び特定テーマに対する技術提案を受け付けたところ、総合的に優れた提案を行った者として左記業者が特定されたため、随意契約を行うものである。	55,682,195	54,175,000	97.3%	公社	国認定	3		本業務は、みなとカメラの配置、機器仕様、付帯設備等の検計といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直しを行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	無
令和6年度河川環境の評価手法等に関する検計業務中国地方整備局履行期限 令和7年2月28日土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 中崎 剛 広島県広島市中区上八丁堀6-30	令和6年6月18日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務の実施においては簡易公募型プロポーザル方式を採用し、配置予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程計画・その他、評価テーマに関する技術提案について総合的に評価を行った結果、当該業者が本業務を適切に遂行できるものと判断し、契約の相手方として特定した。	41,965,000	41,910,000	99.9%	公財	国認定	1		本業務は、河川に係る環境整備における事業評価手法の検計といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検計を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募数			
R6河川水温観測の高度化に関する検討業務 関東地方整備局管内 R6.6.22～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和6年6月21日	設計共同体 公益財団法人リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、気候変動が河川環境に及ぼす影響の把握に必要な基礎資料として、河川水温の連続観測データを効率的、効果的に得ることを目的に、河川水温の連続観測手法及び測定計画等を検討するものである。本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験が必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、河川水温観測計画書の検討方法について技術提案を求めたため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により公募を行ったところ、2者から参加表明書及び技術提案書が提出された。技術提案書を審査した結果、R6河川水温観測の高度化に関する検討業務リバーフロント研究所・東京建設コンサルタント設計共同体は、本業務を遂行するために必要な「配置予定技術者の経験・能力」を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」の業務理解度、その他について、理解度が高く、有益な代替案、重要事項の指摘が記載されていること、「特定テーマ」については、与条件との整合性が高く、着眼点、問題点、解決方法等が適正かつ論理的、適切に整理され、提案内容に説得力がある。上記より、R6河川水温観測の高度化に関する検討業務リバーフロント研究所・東京建設コンサルタント設計共同体は、総合的に最も優れた提案を行った者であり、当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。	23,980,000	23,980,000	100.0%	公財	国認定	2		本業務は、河川水温の連続観測手法及び測定計画等を検討するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	無
令和6年度持続的な多自然川づくり推進に関する検討業務 北陸地方整備局河川部 河川計画課 R6.6.27～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 遠藤 仁彦 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	令和6年6月26日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、『持続性ある実践的多自然川づくりに向けて(平成29年6月)』に基づき、近年の河川行政の動向も踏まえ、新技術を活用した多自然川づくりの検討、多自然川づくりの技術資料の検討や人材の育成・普及啓発の仕組みの構築に関する検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、多自然川づくりや河川環境における高度かつ広範囲な技術力と知識を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った結果、上記業者は、技術提案書の内容が総合的に適した者と認められるので、特定したものである。 よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、上記業者と随意契約を締結するものである。	47,058,000	46,970,000	99.8%	公財	国認定	1		本業務は、多自然川づくりの技術資料の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	無
令和6年度越後平野における生態系ネットワーク検討業務 北陸地方整備局管内 R6.7.5～R7.1.31 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 高松 諭 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	令和6年7月4日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、越後平野における生態系ネットワークの形成と魅力的で活力ある地域づくりの実現を目指して、行動計画の検討とその策定に向けた調整を行うとともに、行動計画の円滑な推進に向けたモデルプロジェクト等の検討・実施を行うものである。 本業務の実施にあたっては、河川環境や河川の生態系における高度かつ広範囲な技術力と知識を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った結果、上記業者は、技術提案書の内容が総合的に適した者と認められるので、特定したものである。 よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、上記業者と随意契約を締結するものである。	16,005,000	16,005,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、越後平野生態系ネットワーク形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募数			
河川環境情報基盤構築・活用検討業務 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 R6.7.12～R7.3.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森田 康夫 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 支出負担行為担当官 北海道開発局開発監理部長 池下 一文 北海道札幌市北区北8条西2丁目 支出負担行為担当官 東北地方整備局長 西村 拓 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 支出負担行為担当官 関東地方整備局長 岩崎 福久 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 高松 隆 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 支出負担行為担当官 佐藤 寿延 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 支出負担行為担当官 中国地方整備局長 林 正道 広島県広島市中区上八丁堀6-30 支出負担行為担当官 四国地方整備局長 豊口 佳之 香川県高松市サンポート3-33	令和6年7月11日	協同提案体(設計共同体) 公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。 参加可能業者が20者以上あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を27者が入手(ダウンロード)し、1者から参加表明書及び技術提案書が提出された。 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び評価テーマ「河川水辺の国勢調査データを活用したアプリケーションの検討、構築における工夫について」に係る技術力を備えていると判断される。 特に「実施方針・実施フロー、工程表、その他」の「実施手順」における工程計画の工夫が記載されていること、及び評価テーマの「河川水辺の国勢調査データを活用したアプリケーションの検討、構築における工夫について」に対する技術提案について、着眼点、問題点、解決方法等が論理的に整理され、提案を裏付ける内容が十分に示されており、優れた提案が行われていたものである。	159,885,000	159,830,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川環境データの一元的な管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後は、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを実施することとし、一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和7年度で終了する事業である。	無
令和6年度 河川環境の評価・分析に関する調査検討業務 愛知県名古屋 R6.7.13～R7.3.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 佐藤 寿延 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	令和6年7月12日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、これまでの河川水辺の国勢調査データの蓄積、新技術等を活用した調査手法の進展、3次元地形データ等のデジタル技術の浸透などを踏まえ、河川環境の調査や評価・分析の高度化及び効率化について検討を行う。上記業者は技術提案書の提出があった唯一の者であり、企業及び配置予定管理技術者の実績・信頼度・評価テーマに対する提案について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し優れていることから、特定したものである。	55,000,000	55,000,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川水辺の国勢調査マニュアルの見直しといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R6高台まちづくり整備促進検討業務 関東地方整備局管内 R6.7.17～R6.12.27 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 岩崎 福久 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	令和6年7月16日	設計共同体 公益財団法人リバーフロント研究所 他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、河川管理者の視点から都市計画制度を用いた高規格堤防整備事業の事業展開に関する検討手法について技術提案を求めるため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により公募を行ったところ、1者から参加表明書及び技術提案書が提出された。 技術提案書を審査した結果、R6高台まちづくり整備促進検討業務リバーフロント研究所・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、R6高台まちづくり整備促進検討業務リバーフロント研究所・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体は当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。	36,212,000	35,871,000	99.1%	公財	国認定	1		本業務は、高規格堤防整備と連携したまちづくりといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和6年度 肱川流域生態系ネットワーク推進検討業務 大洲河川国道事務所 R6.7.17～R7.2.28日 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 大洲河川国道事務所長 江川 昌克 愛媛県大洲市中村210	令和6年7月16日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、肱川流域における生態系ネットワーク形成の全体構型の検討に關して、高度で専門的な技術が要求されることから、公平性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うこととした。 公募により技術提案書の提出を求めたところ2者からの提出があり、これらを総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致した優れた提案であると認められた左記業者を特定し、随意契約を行うものである。	13,035,000	13,024,000	99.9%	公財	国認定	2		本業務は、肱川流域の豊かな生態系形成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和7年度で終了する事業である。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募数			
R6久慈川・那珂川河川管理施設監理検討業務 常陸河川国道事務所管内 R6.8.6～R7.3.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局常陸河川国道事務所長 佐近 裕之 茨城県水戸市千波町1962-2	令和6年8月5日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、堤防等点検結果評価のとりまとめを行うとともに、堤防点検に活用する河川管理情報のとりまとめ、RiMaDiSへの情報登録を行うものである。 また、水面利用適正化の検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、「久慈川・那珂川の堤防点検を行う際、現地で河川管理に関する情報を把握し、効率的に点検を行うための検討方法」の技術提案を求め、(簡易)公募型プロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R6久慈川・那珂川河川管理施設監理検討業務河川財団・エコー・日水コン設計共同体は、技術提案書を踏まえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものとする。	53,218,000	53,218,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組みをものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
大阪湾諸港等の広域連携に関する港湾事業継続計画検討業務 ー R6.8.6～R7.3.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 魚谷 憲 兵庫県神戸市中央区海岸通29	令和6年8月6日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	本業務は、大阪湾諸港等における港湾事業継続計画の充実化を図るため、能登半島地震での応急復旧活動及び孤立地域支援活動の実例を踏まえた検討、航路啓開を担う作業船確保の検討、災害時の早期港湾機能回復のための対応行動に関する図上訓練を実施するものである。 本業務は、内容が技術的に高度な業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を決定するものである。 参加可能業者が101者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に23者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、公益社団法人 日本港湾協会の提案は、当局の要求する要件を満たしていることから公益社団法人 日本港湾協会と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。	21,670,000	21,637,000	99.8%	公社	国認定	1		本業務は、事業継続計画の確立といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
中国管内の港湾における災害対応方策検討 ー R6.8.6～R7.2.28 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 眞作 幸治 広島市中区東白島町14-15	令和6年8月6日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、中国広域港湾機能継続計画(以下、「広域港湾BCP」という。)をより実践的なものとするため、能登半島地震を踏まえた広域港湾BCPの課題及び広域連携訓練(ウォークスルー方式)の実施により明らかになった課題を整理し、航路啓開の手引き及び広域港湾BCPの改定案の検討を行うとともに、次年度訓練計画の作成を行うものである。内容的に高度な知見が要求される業務であるため、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できることから簡易公募型プロポーザル方式を採用し、手続開始の公示を行ったところ、1者から参加表明書、技術提案書の提出があり、中国地方整備局(港湾空港関係)建設コンサルタント等選定委員会により総合的に評価した結果、公益社団法人日本港湾協会を本業務の契約相手方として特定し、随意契約を行うものである。 (簡易公募型プロポーザル)	13,990,522	13,915,000	99.5%	公社	国認定	1		本業務は、中国広域港湾機能継続計画(以下、「広域港湾BCP」という。)をより実践的なものとするといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	有
令和6年度九州管内の港湾における広域連携BCP検討業務 福岡県福岡市 R6.8.8～R7.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 坂井 功 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和6年8月8日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、南海トラフ巨大地震を始めとする大規模な自然災害が発生した際に国民生活や社会経済への影響を最小限とするため、南海トラフ巨大地震が発生した場合の被害想定から九州管内の各港湾で定めている港湾BCP等の課題を抽出し、広域的な港湾連携のあり方について検討、九州管内の港湾における広域連携BCP(案)及び各種訓練計画を作成するものである。 本業務を実施するにあたり、大規模災害時における港湾の広域連携BCPを策定し、実効性のある訓練計画を立案するためには、各港湾BCPや災害協定、航路啓開活動などの広域的な連携が重要であり、港湾機能の早期復旧を図る方法や緊急物資輸送方法など具体的な対応を検討する必要があるため、受注業者に対しては、1. 予定技術者の経験および能力(技術者資格、業務執行技術力等)、2. 業務実施方針(業務理解度、業務実施手順等)、3. 特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性)等の観点からプロポーザルの提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人日本港湾協会が最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	23,375,000	22,484,000	96.2%	公社	国認定	1		本業務は、九州管内各港湾の港湾BCP等の課題を抽出し、広域的な港湾連携のあり方についての検討といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	無

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募数			
令和6年度 川崎港臨港道路航行安全検討業務 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R6.8.22～R7.3.14 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜港湾事務所 早川 哲也 神奈川県横浜市中区新港1-6-1	令和6年8月22日	公益社団法人東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4丁目45番1関内トーセイビルⅡ202号室	1020005009686	会計法第29条の3第4項 本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線の橋梁工事における、近傍運河を航行する船舶に及ぼす影響および船舶航行の安全確保のために必要な具体的対策について検討するものである。 本業務を適切に実施するためには、川崎港京浜運河周辺における船舶交通の特性に精通していることが必要であり、総合的な航行安全対策の検討を念頭においたとりまとめが要求される。 よって、航行安全対策等について専門的な知見を有する者から、「海上工事の影響を受ける一般船舶を定量的に把握するための具体的な方法についての」技術提案を募り、優れた提案を仕様に反映することにより優れた成果を期待することができる。 公益社団法人東京湾海難防止協会は、本業務実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において最も優れた技術提案を行った業者である。 よって、左記業者と随意契約をするものである。	11,704,247	11,554,400	98.7%	公社	国認定	1		本業務は、工事に伴う船舶への影響及び安全確保といった政策目的の達成のために必要な支出であり、、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。 今後は、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
四国の海上における南海トラフ地震対策検討業務 東京都港区 R6.8.22～R7.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 森 信哉 香川県高松市サンポート3-33	令和6年8月22日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れた者と評価された者を契約の相手方として特定したため。(公募)	23,297,091	22,638,000	97.2%	公社	国認定	1		本業務は、四国の海上における南海トラフ地震対策といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
R6・R7利根川下流管内河川管理施設保全検討業務 利根川下流河川事務所管内 R6.8.27～R7.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局利根川下流河川事務所長 小淵 康正 千葉県香取市佐原イ4149	令和6年8月26日	設計共同体 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川下流部の総合的な保全と利用に資する基礎的データを蓄積するため、管内上流地区の深淺測量、流量観測及び水文観測資料整理を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式により選定を行った。 R6・R7利根川下流管内河川管理施設保全検討業務河川財団・建設技術研究所設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	45,397,000	45,397,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における施設保全といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
R6荒川上流管内河川管理施設監理検討業務 荒川上流河川事務所管内 R6.8.28～R7.3.21 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局荒川上流河川事務所長 村田 啓之 埼玉県川越市新宿町3-12	令和6年8月27日	設計共同体 公益財団法人河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他、特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R6荒川上流管内河川管理施設監理検討業務東京建設コンサルタント・河川財団・関東建設設計共同体は、技術提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	28,930,000	28,853,000	99.7%	公財	国認定	1		本業務は、河川管理における維持修繕といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和6年度斐伊川水系生態系ネットワーク検討業務 出雲河川事務所管内 履行期限 R7.8.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 出雲河川事務所長 児子 真也 島根県出雲市塩治有原町5-1	令和6年8月30日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務の実施においては簡易公募型プロポーザル方式を採用し、配置予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程計画・その他、評価テーマに関する技術提案について総合的に評価を行った結果、当該業者が本業務を適切に遂行できるものと判断し、契約の相手方として特定した。	22,000,000	22,000,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、自然再生事業といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
中国管内港湾における中長期ビジョン検討業務 R6.9.2～R7.4.30 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 真作 幸治 広島市中区東白島町14-15	令和6年9月2日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、中国管内港湾において中長期的に必要と想定される港湾の機能・役割について整理し、整備方針・施策等をとりまとめた中長期ビジョンの作成にむけた方向性等の検討を行うものである。内容的に高度な知見が要求される業務であるため、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できると、1者から参加表明書、技術提案書の提出が、中国地方整備局(港湾空港関係)建設コンサルタント等選定委員会により総合的に評価した結果、公益社団法人日本港湾協会を本業務の契約相手方として特定し、随意契約を行うものである。 (簡易公募型プロポーザル)	20,601,907	20,548,000	99.7%	公社	国認定	1		本業務は、中国管内港湾において中長期的に必要と想定される港湾の機能・役割について整理し、整備方針・施策等をとりまとめた中長期ビジョンの作成といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	無

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとされた会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募数			
令和6年度 吉野川流域生態系ネットワーク検討業務 徳島河川国道事務所 R6.9.6～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 安永 一夫 徳島県徳島市上吉野町3丁目35	令和6年9月5日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を実施するためには、吉野川の自然環境、生態系ネットワーク形成などについて、高度で専門的な技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うこととした。 公署による技術提案書の提出を求めたところ3者からの提出があり、これらを総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致した優れた提案であると認められた左記業者を特定し、随意契約を行うものである。	15,818,000	15,818,000	100.0%	公財	国認定	3		本業務は、吉野川流域の豊かな生態系形成といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無いが、更に参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和7年度で終了する事業である。	有
港湾機能継続計画の実効性向上検討業務 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 R6.9.6～R7.3.19 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 渡邊 茂 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	令和6年9月6日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、大規模災害発生時において、管内の港湾が連携し継続的な港湾機能を確保するために策定した「東北広域港湾BCP」の改訂にむけた、コンテナ貨物の代替輸送に係わる情報発信方法の検討、ならびに東北広域港湾BCPの実効性向上上の検討を行うものとする。 また、検討結果について議論する協議会を運営し、協議会における、説明資料の作成、議事録や結果に関する取りまとめを行うものとする。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を含め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容及び担当技術者へのヒアリングにより評価を行った。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。	18,017,744	17,963,000	99.7%	公社	国認定	1		本業務は、港湾の防災・減災といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	有
令和6年度 横浜港新本牧地区船舶航行安全検討業務 横浜港本牧ふ頭地区 R6.9.18～R7.1.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜港湾事務所長 早川 哲也 神奈川県横浜市中区新港1-6-1	令和6年9月18日	公益社団法人東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区吉町4丁目45番1 関内トーセイビルⅡ202号室	1020005009686	会計法第29条の3第4項 本業務は、横浜港新本牧ふ頭地区整備における海上工事に伴い、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保に必要な対策について、半世紀経験者、海事関係者並びに関係官庁等で構成する委員会を設置し検討するものである。 横浜港本牧ふ頭周辺水域は、大型船から漁船、プレジャーボートに至るまで多種多様な船舶が行き交う船舶の輻輳海域である。 本業務の実施に当たっては、港則法、海上交通安全法、海上衝突予防の法規は熟知した上で、船舶交通の特性や作業船による海上工事に精通していることが必要であり、高度な知見と多岐にわたる専門分野に精通していることが求められる。 よって、「工事中の航行安全対策を検討する上での着目点」について技術提案を含め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待できる。 公益社団法人東京湾海難防止協会は、本業務実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。 よって、左記業者と随意契約をするものである。	14,091,000	12,210,000	86.7%	公社	国認定	1		本業務は、工事に伴う船舶への影響及び安全確保といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	無
北陸地域港湾の事業継続計画における実効性向上検討業務 新潟県新潟市 R6.9.24～R7.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 神谷 昌文 新潟市中央区美咲町1-1-1	令和6年9月24日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、管内の大規模災害発生時において、北陸地域港湾が連携し継続的な物流機能を確保するために策定した「北陸地域港湾の事業継続計画」について、実効性を高めるための検討を行うものである。また、本業務の検討結果について議論する協議会を開催し、その運営、説明資料の作成、議事録や結果の対応に関する取りまとめを行うものである。 本業務の実施にあたっては、「北陸地域港湾の事業継続計画」の実効性を高めるための更新に向けた検討として、大規模災害時における行動実態等の把握として関係者へヒアリングを行ううえで、広域港湾BCPに関する幅広い知識と専門的な知識を有すること、また、既存計画等に対する更新の検討にあたっては、令和6年能登半島地震における関係機関等の行動実態及びヒアリング調査により得た既存計画等の改善点を踏まえ、「北陸地域港湾の事業継続計画」における更新内容について検討し、取りまとめを行うなど、高度な技術を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 公益社団法人日本港湾協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	19,360,922	18,920,000	97.7%	公社	国認定	1		本業務は、事業継続計画の実効性向上といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直しを行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募数			
四国における次世代高規格ユニットロードターミナルの実現に向けた検討業務 香川県高松市朝日町フェリーターミナル周辺 R6.10.16～R7.9.30 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 森 信哉 香川県高松市サンポート3-33	令和6年10月16日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。(公募)	33,017,414	32,582,000	98.7%	公社	国認定	1		本業務は、四国における次世代高規格ユニットロードターミナルの実現といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
令和6年度 東京港みなとカメラ設置検討業務 R6.11.1～R7.3.14 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	令和6年11月1日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、東京湾における港湾の直轄工事の施工管理の監視を行うカメラ(以下、「みなとカメラ」という)の配置等について検討を行うものである。みなとカメラは、港湾工事の施工管理のために設置されているが、国有財産の管理、災害発生状況の把握にも極めて有用なものであり、施工現場や港湾施設等の視認性・視認の範囲や拡大性等)やみなとカメラの性能等(カメラ性能・保守性・非常用電源・耐震性)を踏まえ配置検討することが重要である。このことから、みなとカメラの性能等を踏まえた配置検討に関する専門的な知見を有する者より、「みなとカメラの配置検討を行う上での着眼点」について簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。その結果、優れた技術提案を行った公益社団法人日本港湾協会が本委託業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。よって、左記業者と随意契約をするものである。	11,726,000	11,660,000	99.4%	公社	国認定	1		本業務は、直轄工事の施工管理、災害時等における被災状況等の把握といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	無
仙台塩釜港石巻港区みなとカメラ設置検討業務 宮城県多賀城市明月1-4-6 R6.11.11～R7.3.26 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 塩釜港湾・空港整備事務所長 宮原 史 宮城県多賀城市明月1-4-6	令和6年11月11日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、老朽化した仙台塩釜港石巻港区のみなとカメラの入替を行うため、みなとカメラの配置、通信回線・経路、画像伝送設備並びにカメラ機器仕様、付帯設備、維持管理及び既存のカメラ、回線、画像伝送設備、付帯設備等撤去の検討を行うものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。	20,141,000	20,020,000	99.4%	公社	国認定	1		本業務は、直轄工事の施工管理、災害時等における被災状況等の把握といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	無
相馬港みなとカメラ検討業務 福島県いわき市小名浜字栄町65 R6.11.11～R7.3.21 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 小名浜港湾事務所長 新田 邦彦 福島県いわき市小名浜字栄町65	令和6年11月11日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、相馬港へのみなとカメラ新設を行うため、みなとカメラの配置・通信回線・経路、画像伝送設備並びにカメラ機器仕様、付帯設備、維持管理の検討及び管理を行うものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。	14,091,000	13,970,000	99.1%	公社	国認定	1		本業務は、直轄工事の施工管理、災害時等における被災状況等の把握といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	無
亀の瀬地すべり対策事業推進検討業務 目)大阪府柏原市峠地先～至)大阪府柏原市雁多尾畑地先 R6.11.28～R7.11.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大和川河川事務所長 堀川 晋 大阪府柏原市大正2丁目10番8号	令和6年11月27日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、亀の瀬地すべり対策事業において、地域の観光資源や民間事業者等と連携して実施するインフラツーリズムの拡大に向け、事業目標を設定し、目標達成に向けた取組について検討を行うものである。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に28者から入札説明書等のダウンロードがなされ、2者から参加表明書の提出があり、2者が参加資格を有していた。 参加資格を有する参加表明書提出者の中から2者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、上記業者の提案が他社に比べて総合的に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	34,001,000	34,001,000	100.0%	公財	国認定	2		本業務は、地すべり対策事業の推進及び運営方策の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応札が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募数			
第一次大極殿院東面回廊(南側)他実施設計業務 奈良県奈良市佐紀町665地先他 R6.12.05～R7.07.31 建築関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 国香飛鳥歴史公園事務所長 柳澤 秋介 奈良県高市郡明日香村大字平田538	令和6年12月4日	公益財団法人文化財建造物保存技術協会 東京都荒川区西日暮里2-32-15	3011505001405	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、過年度に実施した第一次大極殿院建造物復原整備の検討及び設計の成果を踏まえ、東面回廊(南側)及び小門、並びにその外構の実施設計や整備に伴う連携保護の検討を行うものである。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低35者以上あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に25者から業務説明書等のダウンロードがなされ、2者から参加表明書の提出があり、2者が参加資格を有していた。参加資格を有する2者のうち2者を技術提案書の提出者として選定し、2者から技術提案書が提出され評価した結果、上記業者の提案が他者に比べ総合的に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	30,822,000	30,437,000	98.8%	公財	国認定	2		本業務は、公園整備事業を推進するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応札が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
直江津港等みなとカメラ検討業務 新潟県新潟市 R6.12.13～R7.11.28 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 新潟港湾・空港整備事務所長 古池 清一 新潟県新潟市中央区入船町4-3778	令和6年12月13日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、直江津港のみなとカメラの新設を目的として、みなとカメラの配置、機器仕様、付帯設備等の検討を行うものである。また、新潟港(東港地区)のみなとカメラについて、既往の配置検討結果等を基に建屋への設置方法等の見直しを行うものである。 本業務の遂行においては、直江津港の立地、港湾施設の配置、通常時・災害時の利用等を考慮したうえでみなとカメラの最適な設置場所、カメラ機器仕様並びに映像表示装置、録画装置、非常用電源等の付帯施設の検討を行うため、高度な専門知識と豊富な経験が必要とされることから、簡易公募型プロポーザル方式による受注者の選定を行うこととし、技術提案において当該業務について総合的に優れた提案を行ったものとして、(公社)日本港湾協会を特定したものである。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、(公社)日本港湾協会と随意契約を締結するものである。	40,951,725	40,260,000	98.3%	公社	国認定	1		本業務は、みなとカメラの配置、機器仕様、付帯設備等の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直しを行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。なお、本業務は令和7年度に終了する事業である。	無
令和6年度 狩野川水系自然創出検討業務 R6.12.18～R7.12.26 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 沼津河川国道事務所長 幸崎 亨 静岡県沼津市下香貫外原3244-2	令和6年12月17日	共同提案体(設計共同体) 公益財団法人リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、狩野川総合水系環境整備事業により進める「柿田川自然再生計画」の改訂および「狩野川自然再生計画(案)」の策定に資する検討、資料作成を行うものである。また、狩野川水系河川整備計画の変更に向けた環境分野の検討、資料作成と、狩野川総合水系環境整備事業の費用便益分析を行ない事業評価資料の作成を行うものである。上記業者は技術提案書の提出があった2者のうち企業及び配置予定管理技術者の実績・信頼度・評価テーマに対する提案について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、最も優れていることから特定したものである	33,033,000	33,000,000	99.9%	公財	国認定	2		本業務は、河川のネイチャーボジティブ貢献といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無いが、更に参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	無
R6・R7荒川太郎右衛門地区外自然再生検討業務 関東地方整備局管内 R6.12.28～R8.1.23 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長 村田 啓之 埼玉県川越市新宿町3-12	令和6年12月27日	設計共同体 公益財団法人日本生態系協会他1者 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、業務の実施方針、実施フロー、工程計画その他、特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R6・R7荒川太郎右衛門地区外自然再生検討業務日本生態系協会・日水コン設計共同体は、技術提案書をふまえ該当業務を実施するのに適切と認められたため、契約を行うものである。	40,062,000	40,062,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、自然再生地の保全といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題は無い。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
琵琶湖事務所管内河川管理施設監理検討他業務 滋賀県大津市黒津4丁目5番1号 R7.2.6～R7.12.26 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 菅公 崇敏 滋賀県大津市黒津4-5-1	令和7年2月5日	協同提案体(設計共同体) 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に27者から入札説明書等のダウンロードがなされ、2者から参加表明書の提出があり、2者が参加資格を有していた。参加資格を有する参加表明書提出者の中から2者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、上記業者の提案が他社に比べて総合的に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	23,045,000	23,045,000	100.0%	公財	国認定	2		本業務は、河川管理施設の監理検討事業を推進するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応札が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募数			
令和6年度北九州空港護岸整備に伴う航行安全対策検討業務 福岡県北九州市小倉南区 R7.3.11～R7.9.17 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所長 北原 政宏 福岡県北九州市門司区西海岸1-4-40	令和7年3月11日	公益社団法人西部海難防止協会 福岡県北九州市門司区港町7-8	5290805003008	会計法第29条の3第4項 本業務は、北九州空港の護岸整備に伴う航行安全対策について、一般航行船舶及び工事作業船相互の安全確保と工事の円滑な遂行を図るべく、学識経験者及び海事関係者等からなる委員会を設置し、航行安全対策の検討を行うものである。 北九州空港周辺では船舶の通航が複雑であり、護岸整備にあたっては厳しい施工条件が見込まれる。そのため、本業務を的確かつ円滑に実施するためには、船舶航行の安全対策の検討に関する豊富な業務実績等を有している必要がある。 以上のことから、プロポーザル方式により、契約内容並びに契約手続きを公示し、参加表明業者においては、予定技術者の経験及び能力(技術者資格等、業務執行技術力)、実施方針(業務理解度、実施手順等)、特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性)の提出を求めるとともに、予定技術者へのヒアリングを行うことにより、専門技術力の確認、本業務の遂行能力等を評価したものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人西部海難防止協会が最適であると判断されたことから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い、円滑な遂行を図るものである。	17,039,000	16,940,000	99.4%	公社	国認定	1		本業務は、工事に伴う一般船舶航行に対する安全対策の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和6年度限りの事業である。	無
淀川生環境調査解析業務 大阪府枚方市新町2丁目2番10号他(淀川河川事務所管内) R7.3.28～R8.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 谷川 知美 大阪府枚方市新町2-2-10	令和7年3月27日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に37者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	46,046,000	46,046,000	100.0%	公財	国認定	1		本業務は、淀川の水境を保全及び再生するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
円山川河川管理施設監視検討業務 兵庫県豊岡市幸町10-3 (豊岡河川国道事務所管内) R7.3.28～R8.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長 荒谷 芳博 兵庫県豊岡市幸町10-3	令和7年3月27日	協同提案体(設計共同体) 公益財団法人河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に25者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	26,587,000	26,444,000	99.5%	公財	国認定	1		本業務は、河川の適切かつ適正な維持管理といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、契約準備期間の確保に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

(注1) 公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。